

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表		別表	
路線名	指定区間	路線名	指定区間
二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで、東広島市八本松西三丁目二千九百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十八番一から同市西区庚午北一丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百十番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）	二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで並びに広島市西区庚午北一丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目千九百二十九番二十一までを除く。）
(略)	(略)	(略)	(略)
熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで（同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一十一番一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六百四十九番一、同町大字三ヶ所字榎ノ木谷一万三百九十四番七及び同		熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一まで（同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一十一番一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六百四十九番一及び同町大字三ヶ所字榎ノ木谷一万三百九十四番七を経て同	

(略)	四百八十三号	(略)	二百十八号
(略)	豊岡市新堂字門谷二百八十二番一から朝来市山東町柴字上ヶ谷六十七番一まで及び丹波市青垣町遠阪字菜垣千八百一から同市春日町七日市八百七番まで	(略)	郡日之影町大字七折字東一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一までを除く。)及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで(同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。)

(略)	四百八十三号	(略)	二百十八号
(略)	豊岡市戸牧字畑ヶ中千八百三十番二から朝来市山東町柴字上ヶ谷六十七番一まで及び丹波市青垣町遠阪字菜垣千八百一から同市春日町七日市八百七番まで	(略)	町大字三ヶ所字小道一万五十七番一までを除く。)、同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで(同町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字東一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一までを除く。)及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで(同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。)